



JR東日本労働組合 第14回定期大会



とき: 2025年7月9日(水)
12時00分 開会
ところ: 田町交通ビル
6階 大ホール

労働時間設定誤りで未払い発生時 労働実績ベースで精算の考えを示す

申4号・再三繰り返される「労働時間改ざんによる 賃金未払い」の是正を求める申し入れ 第4回団体交渉

新潟地本は6月3日、申4号・再三繰り返される「労働時間改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れの第4回目の団体交渉を行いました。

吉田駅で併結作業を行う社員に対する付与を失念していた作業時間について、時間外労働として精算することなどを求めて、昨年9月に申し入れを行っていたものです。

4月4日に行った第3回目の団体交渉では支社側が、先に示した第1項の回答を撤回し修正回答を行ったものの、本社からの確認事項が示された時点で回答が変わる可能性があるとの考えを示したことから、この日の交渉は中断とされていました。

前回の団体交渉で支社側は、「吉田駅で併結作業 労働時間については、改めて行った社員に対し、新潟 確認を進めているところ支社が失念していた作業 であり、必要な対応を行う時間を時間外労働としていく考えである」との回答を精算することとした第1項に対して、それまで示していた回答を撤回し「吉田 再度回答を修正し、改めて

「関係する社員に説明を行い、必要な対応を行っていき考えである」との回答を示しました。

◆ 前回の交渉以降に本社と調整した内容について質すと支社側は、精算に対する取り扱いについて本社と新潟支社で差異があったことから、今後は本社の精算方法の考えにより精算を行うとしました。

◆ 【新潟支社の精算方法】設定誤りにより労働時間を見直した場合は、見直しを行うまでの間に当該行路を乗務した社員に「付与を失念していた労働時間分」を精算していた。

労B部分の精算により新たな精算が発生

今回の調査により新たな精算は発生するのかわかりませんが、新たに精算が発生することを明らかにし、これまで併結作業による遅れ時分を作業報告書で報告した社員は労働時間Bで相殺され精算されなかったため、相殺対象外になることから、吉田駅併結作業における精算

分についてのみに新たに精算するようになりました。また、それ以外の新たな精算は発生しないと説明しました。

点呼があった場合には、点呼に間に合っていたとしても精算する。

◆ 【本社の精算方法】実際に遅れた時分が、付与されていた労働時間Bを超えていた場合に、その部分のみを精算する。

◆ 「実績ベース」の考え方であり、労働時間の設定誤りがあった場合でも、労働時間が見直されるまでに当該行路を乗務した社員への精算は、実際の労働時間Bを超えていた時分のみを時間外労働として精算する。

があった社員への今後の対応について質しました。支社側は、既に精算されている事柄であることを考慮し、本社と整理した取り扱いは今後発生した場合に適用するとしていました。

◆ 精算が発生しない社員に対し説明は不要
労働時間改ざんによる賃金未払いが発生した事実を全社員に周知するよう求めました。

◆ 労働時間改ざんによる賃金未払いの再発防止策を明らかにするよう求めました。

◆ 支社側は、改ざんという認識はないが、労働時間の設定や賃金支給の誤りが発生した場合は速やかに対応していく考えであるとして、精算が発生する社員に対しては丁寧な説明するとしました。

◆ 全社員に対する周知・説明はしないとの姿勢を変えない支社側に対して組合側は、コンプライアンス違反であるとの認識はあり質しました。

◆ 支社側は、この問題を放置していただければコンプライアンス違反になると思うが、設定ミスを確認しているとして、故意的に行った訳ではないのでコンプライアンス違反だとは



呼に遅れた原因の聞き取りを行い、作業に関わらない遅れの場合は戻入とし、遅れた原因を覚えていない場合は戻入しない考えであるとしました。

◆ 必要な対策とは何かを質すと支社側は、当直の勉強会や行路担当のミーティング、行路のチェック運用の担当者とチームで立案を確認していくとしました。

◆ 何故今回のような事象になったのかを質すと、この間は、チェックが他人任せであり、現場管理者が支社に報告しなかったとしました。

◆ その上で、過去の酒田駅の待ち合わせ時間の関係の団体交渉で議論し会社としても学ばせてもらったが、労働時間の変化を見逃してしまったとの考えを示しました。

◆ 申4号では、会社の労働時間の設定ミスによる作業時間の10分の未払いに對して一律10分の支払いを求めて申し入れ、団体交渉を重ねてきました。

◆ しかし今回の交渉で支社側は、作業報告書による精算方法の取り扱いを訂正し、実績分を支払うことを回答しました。



◆ また、労働時間の設定誤りがあった際も、労働実績のベースで精算を行うと回答し、今後の精算の取り

◆ 扱いを明らかにしました。今後も、労働者に不利益が生じないように取り組んでいきます。

◆ 定や賃金支給の誤りが発生した場合速やかに対応していく考えであるとした上で、乗務員運用行路表の表記を一部変更するなど、必要な対策を講じ、実施していると回答しました。

◆ 必要な対策とは何かを質すと支社側は、当直の勉強会や行路担当のミーティング、行路のチェック運用の担当者とチームで立案を確認していくとしました。

◆ 何故今回のような事象になったのかを質すと、この間は、チェックが他人任せであり、現場管理者が支社に報告しなかったとしました。